

お 申 し 込 み ご 案 内 （下記は標準的注意事項です。）

この書面は旅行業法第12条の4による取引条件説明書面及び旅行契約が締結された場合は同12条の5による 契約書面の一部となります。詳しくは、各受託旅行社パンフレットの旅行条件をお読み下さい。

●1 手配旅行契約

「手配旅行契約」とは、当社がおお客様の委託により、お客様の為に代理、媒介又は取次ぎなどを行うことによりお客様が、宿泊・運送機関等の提供するサービスを受ける事が出来るように、手配する事を引き受ける契約をいいます。

●2 手配債務の終了

当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をした時は、手配旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不相当等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、当社はその業務を果たしたこととなりお客様は、当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金を支払わなければなりません。

●3 申込金と契約成立

(1)ご旅行をお申し込みの際は、当社所定の申込書に必要事項をご記入いただくとともに、旅行代金の20%相当額の申込金を申し受けます。申込金は、「旅行代金」、「取消料」等、お客様が当社にお支払いいただく金銭の一部としてお取り扱い致します。旅行相談をお申し込みの際は、当社所定の申込書に必要事項をご記入の上お申し込み下さい。

(2)お申し込みいただくご旅行契約は、当社が契約の締結を「承諾」し申込金を「受理」した時に成立いたします。但し、乗車券類や宿泊券類などの単一手配においては、口頭(お電話)によるお申し込みをお引き受けすることがあります。この場合、当社が契約の締結を「承諾」した時に成立します

●4 ご旅行代金

(1)ご旅行代金は、ご旅行開始前の当社が定める期日までにお支払いいただきます。

(2)当社は、契約の締結された後であっても、運送・宿泊機関等の運賃・料金が改定された場合においては、当該旅行代金を変更することがあります。

●5 当社の責任と損害賠償・免責事項

(1)当社の責任と損害賠償

当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者が故意又は過失によってお客様に損害を与えた場合、その損害賠償の責に任じます。但し、損害発生の日から起算して2年以内にお申し出があった場合に限り、又、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対してご通知いただいた場合に、旅行者1名につき15万円を限度として賠償致します。

(2)免責事項

当社は、例えば次のような事由によりお客様が損害を被った場合は、前項の賠償の責任を負いません
 ア 現金・貴重品・撮影済みフィルムなどの紛失・盗難など
 イ 天災地変、官公署の命令、火災、運送機関の不通・遅延・事故等による旅行日程の変更又は中止
 ウ 運送機関等、又はこれらの従業員の故意又は過失による損害(この場合、当該運送機関の定める約款等が適用されます)

エ 食中毒

オ お客様ご自身の故意又は過失による損害。

カ その他の当社又は当社の手配代行者の不可抗力による損害。

(3)お客様の責任

お客様の故意又は過失によって当社が損害を被った場合、当社はお客様より損害賠償を申し受けします。

●6 契約内容の変更

(1)お客様は、当社に対し、旅行日程・旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求める事が出来ます。この場合において、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。

(2)お客様は、前項のお客様の求めにより手配旅行契約の内容を変更する場合、既に完了した手配を取り消す際に運送・宿泊機関等に支払うべき「取消料」、「違約料」等その他の手配の変更に必要な費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の変更手数料金を支払わなければなりません。又、当該手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は、お客様に帰属するものとします。

●7 契約の解除

(当社の責に帰すべき事由による解除)

お客様は、当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能となった時は、手配旅行契約を解除する事が出来ます。

(お客様による任意解除)

(1)お客様は、次項「取消料」をお支払いする事によって、いつでも手配旅行契約の一部又は全部を解除することが、出来ます。

(2)お客様により、手配旅行契約が解除された時は、既にお客様が提供を受けた旅行サービスの対価

として又ははまだ提供を受けていない旅行サービスに係る「取消料」、「違約料」、その他の宿泊・運送機関に対して既に支払い、又はこれから支払う費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消料金を及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

(お客様が責に帰すべき事由による解除)

(1)当社は、お客様が所定の期日までに旅行代金を支払わない時は、手配旅行契約を解除する事があります。

(2)その際、お客様は、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係る運送・宿泊機関等の「取消料」「違約料」その他、これから支払わなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消料金を及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

●8 取消料 (下記「取消料」「払戻手数料」と当社所定の手続料金とは別となります。)

◎J R (使用開始(入館)前であつ有効期間内である場合)

切符の種類	払戻手数料(1枚又は1冊)
普通乗車券・自由席特急券・自由席グリーン券・普通席急行券・回数券(未使用)	210円
立席特急券	出発時刻まで210円
指定席特急券・指定席グリーン券・寝台券・指定席券	列車出発の2日前迄 210円 前日から出発時刻まで30% (最低320円)

※フルムーンパス等の特別企画乗車券については、別途定められています。係員にお尋ね下さい。

◎航空券(払い戻しは、航空券と引き替えに有効期間及び有効期間満了の翌日から10日以内です)航空券を払戻す場合、1枚につき420円の払戻手数料がかかります。又座席予約済みの航空券は別途航空会社が定めています取消手数料が、取消時刻により異なります。払戻手続が即日出来ない場合もございます。その際は、お客様ご自身で直接航空会社にて払戻手続をお願い致します。

◎J R・航空券以外

取消料金は、各運輸機関の約款・規定によります。又発行日より1ヶ月以内に限り、

◎宿泊(一般旅館) ※年末年始期間を除く

	宿泊日	前日	2日前	3日前	4日前	5日前	6日前	7日前	14日前	15日前	
1～14人	50%	20%			無料						
15～30人	50%	20%						無料			
31～100人	70%	50%	20%						10%	無料	

(1)お申し込みを取り消された場合は、所定の取消料を徴収致します。クーポン券をお持ちの場合、旅行代金から取消料と取消料金を差し引いた残金を、クーポン券回収後払い戻し致します。

(2)払戻は、発行日又利用日より一ヶ月以内に限り、

(3)標準的な取消料は上記表の通りとなります。但し、企画宿泊、ホテル(例：前日の取消70%、当日の取消100%の取消料など)については異なる場合もあります。詳しくは、パンフレットをご参考下さい。

宿泊についてのご案内

(1)クーポン券の金額欄に(諸税別・サービス料等含)とある場合、クーポン金額には基本宿泊料とサービス料のみが含まれています。諸税(消費税・入湯税等)は、現地宿泊施設にてお支払い下さい。

(2)クーポン券の金額欄に(諸税・サービス料等含)とある場合、クーポン金額には基本宿泊料とサービス料の他に、これらに対する諸税(消費税・入湯税等)が含まれています。

(3)ご宿泊に対して、特別な配慮を希望される方は予約の際係員にお申し出下さい。可能な限りお応えできますよう手配致します。

例：ある種の食べ物がアレルギー・疾病等の為、お召し上がれない場合。

車椅子・疾病等の為、施設内での移動等に特別な配慮を希望される場合。

(4)目的地(遊園地・美術館等)がお決まりのお客様は、お申し込みの際係員にお申し出下さい。休館・休業・工事中等の事由により、ご旅行本来の目的を達する事が出来ない場合が発生いたします。但し当社と契約のない施設(個人店舗・美術館)等の休館・定休日は、お客様ご自身にてご確認下さい。